

移動市長室実施要領

平成18年4月1日 改正

移動市長室実施要領を次のように定め、平成17年4月1日から実施する。

1. 趣旨

市政の発展及び市の情勢把握のため市長自らが各地域へ出向き、市内で活動するグループや団体、企業などと身近なテーマについて対話をする移動市長室を実施する。市民の意見や要望などをきめ細かく把握し市政に生かしていくこと、市民から市政を身近に感じていただくことを目的とする。

2. 対象者

市内で活動するグループ、団体及び企業などで、政治、宗教及び営利を目的としない者とする。ただし、営利を目的とする団体などであっても、希望する対話の内容が市政発展に関する場合は対象とする。

3. 対象となる主な活動

福祉（子育て支援など）、環境保護（自然保護、ごみ問題など）、教育、文化、スポーツ、産業、経済（農業、商工業の振興、観光など）、地域の活性化など

4. 対話の場所

団体等の活動の場所など、申込者の希望する場所とする。

5. 申込方法

手紙、ファックス、Eメール又は持参いずれかの方法により、次の項目を明記して秘書広報課へ申し込むこととする。ただし、様式は問わない。

- (1) 団体名
- (2) 活動内容（特別な活動がない場合は記入不要）
- (3) 代表者の氏名及び連絡先
- (4) 対話希望のテーマ
- (5) 移動市長室を開催したい理由
- (6) 開催希望の日時
- (7) 開催場所及びその所在地
- (8) 参加予定人数

6. 訪問先の決定

日程調整のうえ、市長は可能な限り訪問することとする。また、訪問の可否は、原則として文書で申込者へ通知する。

7. 対話後の事務

実施の目的に沿うように、対話の概要を記録するものとする。また、必要により市内部で対話の課題を善処し、有益なものを市民へ公表する。

8. 事務局

事務局は、総合企画部秘書広報課とする。